

議会運営委員会

平成18年5月31日午後1時30分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄

○里川宜志子

松田 正

浦野 圭司

三木 誓士

中西 和夫

中川議長

2. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

3. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午後1時30分）
署名委員 里川委員、松田委員

委員長 浦野委員からは少し遅れるという連絡入っておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に里川委員、松田委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。それでは、レジメに沿って進めてまいります。

1. 協議事項

はじめに、第3回斑鳩町議会定例会についてを議題と致します。

会期日程につきましては、役員改選前の議会運営委員会で日程案を示していただいておりますが、6月6日（火）から6月23日（金）までの会期18日ということで決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。第3回斑鳩町議会定例会は6月6日（火）から6月23日（金）までの、会期は18日ということで決定させていただきます。

次に、移ります前に、本日は初めての議会運営委員会でしたので、前もって、議長にご挨拶を受けようとしてたんですが、ちょっと手違いがありまして申し訳ございません。もう協議事項に入りましたが、全委員が揃った時点でまた改めて議長からご挨拶を受けたいと思っておりますのでよろしく願いします。

それでは続けます。付議予定議案の取扱いについてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、担当常任委員会には事前の説明がされていると思いますが、まず付議予定議案について総務部長から概要説明をいただきたいと思います。

(総務部長説明)

委員長 付議予定議案について、総務部長のほうから概要説明をいただきましたが、委員の皆さんの方で、事前にお聞きしておくことがあればお受け致したいと思います。

(な し)

委員長 それでは、なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいか。

(異議なし)

委員長 付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

つぎに、議案の取扱いについて確認をしていきたいと思います。

委員会付託表と併せてご覧いただきたいと思います。

まず、議案第37号は総務、議案第38号、議案第39号も総務、議案第40号、厚生、議案第41号、総務、議案第42号、議案第43号は厚生、議案第44号、議案第45号、認定第3号については建設水道常任委員会ということで、総括質疑の後、所管の委員会に付託ということでよろしいか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

次に、承認第6号の町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）ですが、この補正予算については、先ほど総務部長から報告がありました。平成17年度予算の赤字補填として18年度から繰上げ充用による措置を行うもので、議案の第42号の補正予算（第2号）の前に承認を得ることとなり、前回にもこうした取扱いで承認を致しておりますように、委員会付託と致しますと採決順序にも影響してまいりますこと、初日の本会議で委員会付託を省略し、提案、採決ということで進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。承認第6号については初日の本会議で委員会付託を省略し、提案、採決ということで進めていただくことを確認いたしておきます。

次に、認定第3号、平成17年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてですが、初日の本会議で議長から委員6名で構成する水道決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会から2名ずつの委員を指名してもらうということになると思いますが、そのように進めていただければよろしいか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

委員については、各常任委員会で前もって委員の選任を確認していただいていることと思います。

総務常任委員会から嶋田議員、木澤議員。厚生常任委員会から浅井議員、三木議員。建設水道常任委員会から飯高議員、浦野議員。とお聞き致しておりますが、このように確認さしていただいております。よろし

いでしょうか。

(異議なし)

委員長 次に、報告第4号、報告第5号の繰越計算書の報告については、改選前の議会運営委員会でも種々ご意見をいただいておりますように、報告事項等にかかる案件は、委員会付託とせず初日の本会議で諮ってもらおうようにとのことでありますので、本件については初日の本会議で委員会付託を省略し、報告について諮ってもらうということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
繰越計算書の報告については、初日の本会議で委員会付託を省略し、報告について諮ってもらうということで確認を致しておきます。
次に、報告第6号、報告第7号の文化振興財団及び土地開発公社の事業報告、業務報告については従前どおり、初日の本会議で委員会付託を省略し、報告を受けるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
事業報告、業務報告については初日の本会議で委員会付託を省略し、報告を受けるということで確認を致しておきます。
次に、陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書についてですが、改選前の議会運営委員会で協議をいただいておりますように、会期中の所管委員会に付託をとということでありますが、本件については建設水道常任委員会に付託ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

この陳情書については建設水道常任委員会に付託し、審議を願うということで確認致しておきます。

次に本日、陳情書1件、要請書1件が受け付けられております。このことについて、事務局長から説明をお受け致します。

事務局長

お手元に、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書ともう1件、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書採択について、本日午前中に議会事務局の方に来られまして、まず1件目の神南4丁目のマンション建設に関する陳情書でございますが、笠町自治会長の吉野俊明様の方から議長に陳情書をお渡しされたところでございます。この陳情書につきましては、町議会議長及び町の方にも同様の陳情書を提出されております。また、先程、委員長の方からございましたように、同様に、この神南4丁目のマンション建設に関する陳情書につきましては、紅葉ヶ丘自治会の方から、同じ様な陳情書の提出を受けております。担当課の方でこの内容につきまして事前にお聞きしておりますところによりますと、当初、業者さんの方からこの建設に関する説明があったということでございますが、現在、進展がないという状況もお受けしているところでございますが、この笠町の自治会の陳情書の内容と紅葉ヶ丘の自治会の陳情書の内容は、若干、方向性は同じだと思いますけれども、ニュアンス的に少し違う部分があるかとは思っています。この取り扱いにつきましては、同じタイトルで同じ陳情主旨でございますが、この取り扱いにつきましても、後程ご協議をお願いしたいと思っております。

それからもう1件、全国青年司法書士協議会から議長あてに直接意見書の採択について要請がございました。この意見書採択につきましてのお話でございますが、生駒郡内に同様の陳情書につきまして、議会の方

で意見書を採択して頂きたいというようにお話がございました。また、この資料の中に入れさせてもらっているチラシですが、この法改正に対します請願等につきまして、議員皆様方、また後援会の皆様方、役場関係等につきまして、できるだけ多くの請願を出せるようにというご協力をお願いしたいということもございましたので、本日資料として配布をさせていただいておりますので、この取り扱い方につきまして、ご審議の方をお願いしたいと思います。以上です。

委員長 本日の午前中に両方とも来られたということで確認しておきます。

まず、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書、受付番号としては第179号、この陳情書についての取り扱いについてご協議願いたいと思います。何かご意見ございませんか。この受付第179号につきましては、先程、局長からも説明があったとおり、内容的にはほぼ同じ様な内容であることから、先程皆さんに確認をしていただきました、受付第130号ですね、先に紅葉ヶ丘自治会長からの陳情書と同じ様な取り扱いでさしていただければいいのかなと思うんですが、皆さんはどのようにお思いですか。ご意見いただきたいと思います。

三木委員 同じ扱いでよろしいのではないかと思います。

委員長 他に。同じ扱いということで建設水道常任委員会に付託するというところで。皆さんどうですか。

ちょっと局長にお聞きしたいんですが、取り扱いとしてね、陳情書番号を付けていくわけなんです、その点はどのような扱いでさしていただいたらよろしいですか。

事務局長 先に来ております紅葉ヶ丘自治会からの陳情書と本日午前中にお受けしました笠町自治会の陳情書でございますが、タイトルにつきましては同じタイトル、主旨につきましてはほぼ同じ主旨でございますが、ただ陳情書を採択するにつきまして、最終的に議会の方の意見という内容で

お出しする時には内容が若干変わってくるということもございます。本来でしたら、同一の主旨で他何件とかそういう取り扱いをしてもいいのではないかと思うんですが、陳情の主旨が若干違う部分もありますので、タイトルは同じでございますが、その1、その2という取り扱いをしてももらった方が、後の議会からの回答内容についてご報告する時にはそういう形をとってもらった方がわかりやすいのではないかとそのように考えております。その辺またご協議の方よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ただ今局長が説明致しましたが、全く同じタイトルでもありますから、他1件という形で扱わせてもらってもいいのかなと最初は私自身も考えておりましたが、今、説明する方が後の扱いについていいのではないかなと私も思いますが、皆さんのご意見お聞きしたいと思います。

（「それで結構です」との声あり）

委員長 そのような扱いでよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 それではこの本日受け付けました神南4丁目のマンション建設に関する陳情書、笠町自治会から提出されている陳情書についてはその様な扱いということで確認させていただきます。

次に、全国青年司法書士協議会からの意見書採択についての要請書なんですが、この取り扱いについてどのようにさしていただいたらいいか、皆さんのご意見をお伺い致します。

本日午前中にこの担当の司法書士前川さんから直接議長にお渡し願えたということで、先程、議長からこの方の名刺も拝見させていただきました。大淀町の司法書士さんということで、私も土地家屋調査士ですので、司法書士会の会長にもちょっと確認の電話をさせていただきました。そし

たらこの団体についても色々がんばってやってるということですと
と、それから司法書士会でも会長声明という形で同じような主旨のこ
とで決議を出してるというようなことも伺い致しております。それと併
せて生駒郡、奈良県全部じゃなくて生駒郡のということでお聞きされて
ると思うんですが、議会に色々要請書を出しておられると思うんですが、
その点についてはどうですか。

事務局長 午前中にはお話の中では、選挙区、奈良県選挙区の2区の範囲の町議
会、市議会の方にもお渡しさせてもらってるということでもあります。

委員長 ここが2区だから2区ということなんですかね。その意味はあまり関
係ないということで。今、局長の方の説明で2区の議会へ、市議会、町
議会へ要請書を出しておられるということもあります。

この取り扱いについてどのようにさせて頂いたらよろしいでしょ
うか。

暫時休憩します。

(午後2時 8分 休憩)

(午後2時24分 再開)

委員長 それでは再開いたします。先程から色々議論を頂いております、全国
青年司法書士協議会の意見書採択についての要請書については、議会運
営委員会に付託し、意見書の提出についても議論していくということで
纏めさせていただきたいと思いますが。また、なお、この要請書と同じ
く添付されているといいますか、持って来られております、署名活動に
ご協力くださいという用紙については、議員皆さんにはご案内をしてお
くということだけで留めますのでよろしくお願い致します。

松田委員 それはそれでいいんやけど、この用紙の関係はね、これはもう参考に
付けてくれてあるということとちゃうんかな。参考資料としてやで、こ

の関係についての一連の参考資料として付いてあるものであってやで、特別にこれについてどうこうせいということちゃうんやろ。僕はそう認識してる。だからこの部分だけの関係でやで、今、先程前段で委員長決められてるけどやで、それでもええんじゃないかと。これの関係については、付いたるもんやと、参考資料として付けたもんやという認識に僕は立つんやで。これ別のものやという認識に立つんではないわけや。

委員長 そしたらもう一度、受付の時の、議長か局長の方で、この署名活動にご協力くださいという用紙について、要請者はどのように申されて、どれぐらいの感じで受付たのか説明してください。

事務局長 この要請書を持って来られたときに、この請願書の署名についても、役場の庁舎の所に置いていただくとか、議員さんの方にお配りさしてもらってよい所に入れられるとか、そういう形で出来ればお願いしたいということで置いていかれました。

委員長 といたしますのはあくまでも、この要請書の、先程最初に、参考として添付されたというような認識で私も説明したんですが、そのことについてはそうじゃなくて、この要請書は要請書、それからこれは協力依頼、配布してほしいとか、出来れば役場へも置いてほしいとか、そういう主旨だということによろしいんですね。その上でこれの扱いを先程ちょっと舌足らずな言い方しましたが、こういう署名の用紙もありますという事だけを議員皆さんに案内しとくということで留めたいと思うんですが、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは要請書についてはそのように取り扱いさせていただきます。付議予定議案の取扱いについては、ただいま決めさせていただきますように議長にはよろしくお願い致します。

もし、賛否の討論が必要となりました時には、従来どおり賛否の討論を各1名ずつということによろしいか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。賛否の討論となった時は、各1名ずつということで確認を致しておきます。

付議予定議案の取扱いについては、以上で終わりたいと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 付議予定議案の取扱いについては以上で終わります。

総務部長のほうから他に、報告等しておくことはありませんか。

総務部長 本日資料も付けさせていただいておりますけれども、附属機関等の委員の選出基準等の見直しについてお願いがございます。よろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

総務部長 このことにつきましては、議会の方でも議会運営委員会において、原則として法令で定めるものを除き、議会からの委員選出については行わないとお決めいただいていたところがございます。また、かねてから議会からも審議会等の設置及び運営に関する要綱を定め、いずれの審議会等におきましても、一定の基準の中で設置すべきであるにご指摘もいただいております。

こうしたことから、町といたしましては要綱を定めさせていただきました。今後はこの要綱に伴いまして、現在設置いたしております審議会等について見直し作業をさせていただきたいと考えております。なお、

見直しについては、誠に恐れ入りますが、本議会運営委員会において取り纏めをお願いしたいと考えております。このことにつきましては、確か私の覚えがございますが、平成12年にこの種の見直しをさせていただいた折にも取り纏めにつきましては、当議会運営委員会の方でお願いした経緯もございます。今回も同様な手続きの中で見直しを行って参りたいと考えておりますので、ご理解の程お願いしたいと考えておるところでございます。

今後の作業の進め方につきましては、添付してありますように、この日程というものがございます。4月12日ただ今申し上げましたような議会運営委員会のお決めいただいたことを書いてございます。5月14日におきましては、要綱に基づきまして、審議会等の委員選出基準の見直し等を進めていくということについて決めてございます。本日この要綱に基づきまして、見直し作業をするということで報告させていただいて、最終の取り纏めにつきましては、ただ今申し上げましたように当委員会で行なっていただきたい旨をご依頼申し上げたところでございます。6月に入りましたら、要綱に基づきまして、委員選出基準等の見直しについて各課へ通知させていただきまして、総務課長をリーダーとし、各課の課長補佐級をメンバーとするプロジェクトチームを編成し、見直し作業をして参りたいということでそういった関係等の通知をさせていただきたいと考えております。それと6月から8月につきましては、そういったことでプロジェクトチームによります各課の見直し作業をさせていただくということで、選出基準等の見直し及び条例等の改正案を策定していくことによりまして、見直し作業をするということでございます。9月から11月につきましては、上記の見直し作業の結果に基づきまして、条例、規則等がございますけれども、その改正案について各所管の常任委員会に担当の方から報告させていただいて、ご意見をいただいくということにしております。11月にはこういったご意見いただいたものを取り纏めをさせていただくということで、プロジェクトチームにおいては、全体の取り纏めをさせていただくとしております。その取り纏めを行なったものについて、12月議会に上程する前に、予め

当議会運営委員会において最終の取り纏めをお願いしたいと考えております。12月には、取り纏めしていただきました改正条例案を上程させていただくということで考えております。併せまして、会期中の各常任委員会にも条例以外の規則等も改正いたしておりますので、その関係につきましても提出させていただくことにしたいと考えております。

なお、こういった関係で見直しをさせていただくということで作業をずーっとしていくということになりますが、審議会等の委員の報酬の見直しの関係もございしますが、6月に設置を予定しております特別職の報酬等の審議会に町長以下四役の給与並びに皆様方議員さんの方々の報酬について諮問をしていくということになりますが、併せまして、審議会等の委員の報酬についても加えて審議をお願いしようと考えております。そういった答申を踏まえまして、報酬の見直しについても実施して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと考えておるところでございます。

ただ今申し上げましたことで作業を進める中で、見直しをして参りたいと考えております。その見直しの基準になります要綱について簡単にご説明申し上げたいと思います。添付させていただいております、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱でございます。第1条には主旨が書いてございます。第2条には用語の定義で審議会等とはということで書いております。第3条については審議会等の新説の場合、第4条には審議会等の設置の見直しについての基準を設けてございます。それと見直しにつきましては、一つは廃止の基準、それともう一つは統廃合ということもございまして統合の基準を設けてございます。第5条につきましては委員等選任について書いております。第1号につきましては、原則として10人以内という事にしております。それと第2号につきましては、委員等の年齢構成は幅広い年齢層の意見が反映できるようその均衡に配慮するという事、それと新しい人材の登用が促進されるよう新たに選任するものの年齢は70歳未満とするということを原則といたします。ただ、専門的な知識、経験を有する物が他に得られない場合そ

の他特別の事情があると認められる場合については、この限りではないということで、弾力運用をできるようにいたしております。第3号には女性の積極的な登用を行なうということで、委員会の委員の割合は「新・女と男が輝く未来計画」に掲げる目標が達成できるよう努めていくということで考えてるものでございます。これにつきましては、未来計画では一応目標年次の最終年、平成27年には35%以上ということになっておりますが、結果的にそういったことで、このために女性の登用ばかりに目を向けますと、また人の人選がいかかなものかということになりますので、あくまでも結果としては35%以上になるというような、意識を持ってしていかなければならんという考えでおります。それと第4号の町民等の登用でございますが、本町の実情に即した町行政の推進のため、町内の在住者の登用に配慮する。ということで町内にも色々な知識を持っておられる方もたくさんおられますので、町政の発展のため参与し協力していただくということも積極的に図っていかねばならんということでございます。それと第5号につきましては、町議会議員及び町職員の選任ということで、これは、冒頭に申しあげましたように、議会運営委員会でもお決めいただいていることもございますが、出来るだけ避けていくということで法令の定めるものを除きまして原則として選任しないということにしております。それと第6号の委員の兼務につきましては、1人の者が就任できる審議会等の数は5機関以内としております。ただし、専門的な知識が他に得られない場合その他特別な事情がある場合はこの限りではないということで、弾力的な運用ができるようにいたしております。それと委員の任期については、原則的には2年ということで、再選は妨げないということにしております。それと第8号の関係団体等からの選任でございますが、あて職による同一人物の委員兼務を回避するという見地から幅広く意見等を聴取するため、関係団体からの選任をする場合につきましては、当該団体等の代表者に限らず、あらかじめ審議会等の所掌事務に適した知識、経験を有する方の推薦をいただくということで、ご理解、ご協力をいただきたいと考えております。それと9号の委員の公募でございますが、町民の幅広い参画を招集

するため、審議会の目的及び性格に応じ公募を行なうことができるものとしております。以上が委員等の選任という事で第5条に規定いたしております。第6条には審議会等の運営について書いております。審議会の運営にあたりましては、活発な議論を行なうため、開催回数及び日時等を工夫し、効率的かつ効果的な運営を図るように努めるということで、十分な議論を効率的に行なうため、原則として会議の資料につきましては事前配布ということで努めるということにいたしております。第7条については会議の公開を定めております。原則としては、そういった会議については公開していくということにいたしております。第8条はその他ということで、特にこの要綱に定めのないものについては、必要なものがありましたら、また町長が定めるということにいたしております。それと付則について施行期日を規定いたしております。

簡単ではございますがそういった一定の基準の下に審議会等を設置または見直しをしないと、今回の作業についてはこれを踏まえてやりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

委員長

ただ今、総務部長の方から付属機関等の委員選出基準等の見直しについての日程及び斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱についての説明がございました。日程についても5月にこの議会運営委員会へ報告し、最終の取り纏めは当委員会で行なって頂きたい旨を依頼するという事で、その5月の今日が最終日で、今日と考えてよろしいんですね。このように理事者側から色々な提案もされてきておりますので、今の時点でまだ色々ご意見もすぐ出ないのかなと思いますが、今の段階でのまずご意見をお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。日程等について何かご意見ございますか。

松田委員

一応、我々の任期の間に一定の方向出せるかどうか、いっぺん検討してみようと。そのための日程的な考え方としてはこういうことと今出されてるんですけどね、これはあくまでも参考として、こういうことを念

頭に置きながらね、我々今後審議していこうと、一つの目標として認識しておいたらええんと違うかなという感じが一つしてるということ。それから要綱の関係はですね、これはある意味でいくつかの問題こう出されて、かなりの問題なるやつもあると思いますけど、これは一つの討議をするについてのたたき台が示されたということでこの内容についてこれでいいのか悪いのか、或いはこれからどう改めていくべきなのかという関係について、一つのたたき台として、これを参考にしながらたたき台にして議論をして、そして整理をしていくということによってこういう要綱というのが出来あがってくるんだらうという風に思うんですよ。だからそういうことで、この要綱については、これからの審議をするについてのたたき台として提示をされたということで位置付けてですね、そしてこれにあまり拘らんと、だいたいこういうなことになるんでしょうけどね。そういうことで議論をするという事にして行ったんではどうかなという風に思いますけどね。今日のところはこの程度の関係にしといてね、今後具体的に一体どうしていくかということにして行かざるを得んのと違うかなという風に思いますけどね。

小野委員　ただ今、松田委員の方からご意見頂きました。このことについては私も同じ様に考えておりますし、総務部長の方でも今の松田委員の意見をしっかりと認識してもらって進めて行ってもらいたいと思うんですが、ただ今の松田委員の意見について何かご意見があれば。

総務部長　我々は先程申し上げましたワーキングチーム、総務課長を中心としておりますけれども、やはり色々とまた疑義に感じるが出てくると思います。そうしましたらそれ故また、これはあくまでも要綱でございますので、要綱の今後ずーっと長くしていく一定の基準ということでございますので、要綱の見直しする中で成熟したものにしていってということで見直しと併せて要綱の成熟したものにしていってということも必要かと考えております。おっしゃる通りでございます。

委員長 他に何かご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ただ今、松田委員がおっしゃるとおり、その主旨で、私達議会運営委員会としても、今後しっかりと議論させていただいて、よりいいものになるように議論重ねていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

他に、総務部長の方はもうこれ以外は今日のところはないですか。

松田委員 ただ取り扱いの問題なんですけどね、今あの当局、行政側から出されたことについてそのとおりに受けとめていきたいと思うんです。こういう内容について議論をし、一定の方向づけを議会としても行ってほしいという関係とすればね、直接行政側が議会運営委員会に言うというよりも、できればね、僕は、拘る必要はないんかも知れませんが、議長に対してそういう関係での申し入れを理事者側からしていただいて、議長から議運に対して諮問をすると、こういうことについて行政から要請があったけども議運について一定の議論をしてほしいということで議長から諮問を受けると、議長の諮問によって我々が行動していると、そのほうがいいのかなという感じがするんですよ。その辺整理をしておいてもらってきちっと決めたことになるんですけどね、してもらった方が審議しやすいかなという感じはするんですけどどうですかね。

委員長 全くそのとおりだと思います。内容的に議会運営委員会が直接受けるのではなくて、やはり議長の方へ理事者側から依頼があって、また議長から議会運営委員会へ諮問という形でさせていただきます。それはそのようにさしてもらおうと思います。

他にはございませんか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことと致します。ご苦勞さまでした。15時まで休憩いたします。

(午後2時46分 休憩)

(午後3時00分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、その他に入る前に、先ほどちょっと手順を間違えまして初めての議会運営委員会で、議長からご挨拶を受けようと、その前に私も今年一年また議会運営委員長として、前委員長を副という事で力強い協力者がいますので、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議長、一言ご挨拶をお願いします。

(議長挨拶)

委員長 それでは、次に、その他についてを議題といたします。

委員の皆さんからのご意見とかはあとにちょっとさせていただきまして、まず議長の方からちょっと報告事項等ありましたらお願いいたします。

議長 今月5月24日に町長の方から「夏のエコスタイル」の実施について、という協力とお願いの通知をいただきました。それに伴いまして、議会といたしましても明日6月1日から9月30日までの4ヶ月間は、クールビズでの出席をお願いいたしたいと思っておりますので、そのご案内を皆様方に通知いたします。

委員長 まず、昨年につきまして議長の方から議場等における議員の服装について、という事でのお願いという形で、内容は一緒なんですけど、昨年は

議長の方から先に出されたんですが、今年は町長の方からエコスタイルの実施についてという事で、まず議会の方への協力、ご理解という事できてます。今年はこのを受けて議長から議員皆さんへ協力依頼という事なんですけど、この点につきまして、議会運営委員会の委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思っています。

三木委員 確認ですが、この（２）軽装の励行、のどこにおいて、例えばノー上着、ノーネクタイの励行という事ですけど、これは議員も職員も含めてという風に解釈してよろしいんですか。

委員長 町長からの要請文って言うんですか、職場において、暑さをしのぎやすい軽装という事で、こういうので各職場というか担当の場所での励行をしています、という事で、その事理解という事で町長が出されているんじゃないかなと、そのように思います。議長から議場、委員会室等においては、暑さをしのぎやすい軽装（クールビズ）での出席をお願いいたします。という事なんですけど、このことが例えばノー上着、ノーネクタイで議場及び委員会に職員が出席するかどうかという事については、議長としてはどのようにお考えなのか、またどのような判断をされていくんですか。

議長 町長からの方の実施についてのお願いの分ですが、（２）にありますように、暑さをしのぎやすい軽装、括弧書きで例えばという言葉を使っただけで、ノー上着、ノーネクタイ等という事で一つの例を挙げておられると、私は認識しております。従いましてノー上着、ノーネクタイしかダメだという強制したものではないと考えておりますので、個々に応じてネクタイをされる方もあっても私はノーという事ではないと、私の認識ではあります。

委員長 どうですか。三木委員。

三木委員

それは私も理解するんですね。やはりこれの裏面の方では今回、小城市町長から議長宛にきてるわけですね。やはりこういうのを励行するとするならば、やはり国会でも小泉さんもそうしてるしね、各県の首長も率先してクールビズでそういうスタイルで議場等も居てね。ちょっと極端なのは甲賀市ですか、侍の格好して、というのはこれはどうかと思いますけど、やはり首長の、率先してクールビズに取り組む、服装も含めてやってこそ私は町民に対しても、こういう事やってんだな、エコスタイルという事をやって、温暖化にも協力してんだなという風にも受け取られますけど、やはり、今は議長の方から個人の考え方で、最終的にはそれをどうこうするようないい話ではないというお話でしたけど、やはりトップのものが上着着てたら、委員会でも去年は皆さん、町長は私、背広だったと思います。他の人はワイシャツにネクタイという。普通なら私がこの質問したのは、等と書いてありますけど、我々もそういう風にするならば、強制ではないにしろ、首長から率先してやってるんだと、普段の町長が言ってるね、福祉を後退させないんだ云々と自分では率先して言ってるという部分において、言うなら同じようにね、率先してこういうものにもやっていくべきではないのかなと。やはり議場で一人背広着てたらですね、本会議場で、議会の中でも一人着てる人いるんですけど、なんかそういうのが影響してんじゃないのかなという気もしないでもないんですね。ですからその辺、私は首長としてですね、率先してクールビズに、エコスタイルにやっていただけないか、という事をご提言申し上げたいと思います。

委員長

昨年の私の記憶では職員の皆さんは、本会議場はネクタイ着用で、委員会ではネクタイを外しておられたように思うんです。また議員の方も委員長してるからネクタイしてるんだというような方もおられた事もあったように思うんですが、議長はそしたら議場では具体的に、ネクタイされるんですか。クールビズの形でとられるんですか、どちらなんですか。

議長 日によって変わる場合もあるかも知れませんが、一応ノーネクタイで出席をさせていただきたいと考えております。

委員長 今、三木委員が色々こういう事で拘っておられるのは、去年の形、そして今年は町長の方から、例えばという文言入っても色々ないきさつの中で、町長がネクタイをしていったら、部下と言ったら失礼ですけど、助役はじめ部長、課長連中はやっぱりネクタイを外すのはちょっとやれないんじゃないか、という雰囲気もありますので、今回今年、町長の方からこういう形でされてますので、そういう意見が議運の中にもあったという事で、町長に直接またお話していただければありがたいなと思うんですが。それも皆さんのご意見を。

松田委員 僕はね思うんやけどね、やっぱり本会議場は本会議場で、それなりのやっぱり資質の維持は保たれんといかんと思うし、また秩序維持するための姿勢というのはやっぱり持つべきだというように思うんですわ。だから、ノーネクタイ、ノー上着という関係を問題にしてるんじゃなくて、だからと言ってアロハシャツがいいとか何とかという関係というのは、僕はやっぱり慎むべきだと思うんですよ。あくまでも議会としての本会議場という事で品位を損なわない程度のやっぱり楽な服装という事ではなかつたらいかんと思うんですよ。そうかと言うて、JRの白浜あたりではアロハシャツ着てしまう、という事言うてるけどね、僕は議会については、少なくとも半袖がいいんかどうかは別にして、とにかくアロハシャツとか何とかの色づきの関係ね、派手にしていくという関係について、やっぱりある程度お互い自粛して、地味な形の中でやっぱり品位を保つという事は、是非とも守ってほしいなと。こういう関係をする事によって、ややもすると、服装が乱れてると言ったら言い過ぎになるんかも知らんけど、古いかも知らんけど、どうもそういう形になりがちやと思いますしね、そういう面についてはやっぱり、かなりお互い気を付けた方がいいんと違うかなと。楽な服やったらどうでもええよ、という事でなくて、やっぱり品位と秩序を保つという事について、お互いに

心得るという事はしてほしいと思うんです。

それから今、三木さんが言われてますけどね、確かにこれは特に僕らも言うた事あるけど、町長はね、わしは脱がんとするんじゃ、あの人は。本会議では、本会議場というものについては、それなりの権威があるはずなんじゃ、やっぱりそれは守っていくんや、という事であの人はわしは脱がへんと言うて、あの人は今までからずっと脱いだ事ないねん、本会議場は。委員会では割に脱いで来はる事があるけどね、だからそういう意味で一つの信念があるんかも分からんと思うけど、今までから職員、職員については上着は外してもいいけどやっぱり本会議場はネクタイはしめなさいという関係で、ネクタイは統一してますよね、皆してる。だからある程度この規制した条件でもって秩序維持を保とうという関係はしておいでになるけど、どこまでをどうするんかという関係について、我々が注文あるとするならば、やっぱりここで議論をしといた方がよくなるという風に思います、あとでどうのこうの言うよりね、始めて言うとか方がいいと思うけどね、それは誤解のないように、お互いにあとで感情的にならないようにもね、きちっとしといた方がいいと思うけどね、それはいい事やと思うけどね、ところがそういう事いっぺん言うたことあるんですわ、ところが脱がへんと言わはって、ずっと脱いだはらへんわ、本会議場は。それで、その事を指してはるとしたら、ちょっとだいぶ色々な意見があるねん、と思うねん。率先してやりなさい、という関係を議員と議長とかいう風じゃなしに、理事者側に特に議長向いて言うてはるとするなら、ちょっとこれは、左様か、ほなそう言うときますわ、聞きますわ、という事にはなかなかならんの違うかなと、個人的に思います。

委員長

実は先ほど総務部長がね、退席してもいいという事の中で、エコスタイルの事で総務部長もここに同席させてもらいたいというような感じもあつたんです。というのは休憩中にちょっと話しておつたんですが、議会運営委員会でどういう話になるのか聞かせてもらって、部長会なりそこから報告して、意向、議場に反映していきたい、その思いがあつたん

で、この場所に同席してほしいという事もあったんですが、今お二人の意見、議長のお願いとか聞かせていただいて、また後ほど私も議会運営委員会でこういう意見もありますので、という事で議長と一緒に町長に相談させていただきたいと思います。議員につきましては今、松田委員もおっしゃったように、節度のあるエコスタイルという事、議長の方からもまたもう一度確認という形でしていただければありがたいと思います、そういう形で。

三木委員 それに私反対するつもりありません。ただ、今、私初めて何か信念があるんじゃないかなと、町長が上着着るという事ですね、それはね、自分の信念、哲学であるとするならば、個人の主張でそれはもうやぶさかではないと思います。ただ、こういうものをですね、やはり町として、議員に対しても町長からの要望みたいな形で来てるわけですよ。それがやっぱり皆さんそうしてくださいよという風にお願いしときながら、理事者側にも議員の方々の協力をという事で要望してるという、それにも関わらず自分の信念だから上着着るという事ですね、これはちょっと信念と町のこういうような約束事というのは通らないんじゃないのかなと。何か自分の信念がこうなんだから着てるんだ、というのはある意味では無言の圧力にもなるし、私も個人的にちょっとおかしいんじゃないかなという事を一言申し上げておきます。

委員長 ただ今の三木委員の意見も十分理解した上で、ちょっとこっちの方でその話もさせていただきます。ただ、その事によって、必ず上着を脱ぐかどうか、ネクタイ外すかどうか、というのはこれはもう、あとは町長だと思います。

松田委員 僕はねやっぱり、夏期服装という、単にこういう、僕らが子どもの時分から言ってた時のように、一番極端な関係というのは巡査やってんや、田舎の事ではね。冬服から夏服に替わるという関係でね、巡査白い服に替えてからね、ちょうど同じような学生も上着なしになるという事で、

だいたい巡査を中心にしてたもんや、ほんまのとな。そうかと言うてやっぱりきちっとしてるし、半袖であったとしても白。だからそういう関係にしてきてる、夏服装というのはそういうものやという認識をしていくのと、最近のように環境やというような事を言うてね、節電やとか温度を28℃に維持すんねや、とかいうような事を言うさかいにね、その事を強調するさかいにね、あまりきちっとするならせい、という事言えんようになってきてんねな、ほんま言うたら。それで上着は取ってもよろしいと、ネクタイは外してよろしいという事になってきてるんやと思うわ、事實は。だからあんまり窮屈な事言わんと、ただその事のためにあんまりランニングで、あるいはランニングに近いような姿で替えていくというような格好というのはあまりよくないと違うかなと、だからそれはそれなりに、多少の秩序維持というのは、お互いの常識があるんですから、そういう事でやる以外にしょうがないと違うかなというように思うんやけどね、ほんまのとはやで。だから、難しい問題やと思うわ、これは。一つの見方によって、どっちから見るかによってはな。ただ、夏服装という事で黒い服を白い服に着たらそれで夏服装、夏みたいやという事になるし、えろあるんやし、どっちがいいんかな。僕らわざわざ夏服装着るという事やさかいに、夏服装買って来て着るという事の甲斐性までないさかいにね、あるもので間に合わさなしゃあないけどやで、国会議員の誰それみたいに3着、4着買うてね、着るという財源ないさかいな、あるもんせんなしゃあないけどやで。だから結局は経費削減、暑さ防止という意味と同時に、温度調整、冷房あまり効かさんと、電気えろ使うなという事から、中心になっているような感じがすんねけどな。この夏期服装というのは。仕事しやすいように、あるいは労働しやすいように、あるいは能率上がるようにという事で重点をおいてしている、ないと言うたらまた反論があるんやと思うけどやで。

委員長 毎年こういう議論はしておりますのであれですけど。

松田委員 議会でも色々あったんやろ、女の人が帽子被って来たらあかんとかえ

えとか。そんなもん一つの服装のデザイン、帽子つきもんやと、服装には、という言い方とけしからんというのと、随分あったんやな、かつて。だから今でも女の人でもやっぱり帽子は、ちゃんとせんようになってきてるわな。本来は普通の委員会とか、すんねやろ。帽子というのはあるねやろ、高校生なんかいつも帽子被ってる、あれは帽子つきもんや。ところが国会なんかではけしからんとなって、それはもう男の人がけしからんと言うさかいに、いっぺん問題なった事ある、懲罰委員会に出す事もある、それほど難しい問題やで、これは。

委員長 この件については、これ位に。結論付けてもまた難しい問題もありますので、色々な意見があったという事は、議長も私も町長に申し上げますので、それぐらいで終わりたいと思いますけど、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 他に、議長の方からもう一件あると思うんですが、局長の方からですか。よろしくをお願いします。

事務局長 二点ございます。まず1点目でございますが、前回お話もありました、自治会連合会の役員さんとの懇談会につきまして、先般、会長さんと議長と町の事務局が議長室の方でお会いさせていただき事になりまして、前回日程的なもので、開催の日がちが決定できなかったわけですが、出来れば6月26日の午後1時30分から3時頃まで、自治会連合会の役員さんとの懇談会を議会議員さんとお願ひしたいという事で、正式な文書については、これからまたいただく予定をしておりますが、今のところ考えておられるのは、テーマとして自治会活動に対する支援等について、懇談をさせていただきたいというお話がございましたので、日程的に今の段階ではいけるんじゃないか、という事で議長の方で一応お受けをしていただく事になりました。正式には会の方から直接議長の方にまた依頼文が来るとは思いますけど、6月26日午後1時30分から

懇談会をお願いしたいという事ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一点でございますが、地方自治法の一部改正の審議の状況でございます。今国会、第164国会につきましては、1月20日から6月18日という事で会期末まで迫ってきておりますけれども、この会期が延長になるかどうか、今のところ掴んでおりませんが、今日までの審議の状況につきまして、少し報告をさせていただきたいと思ひます。衆議院においては、平成18年5月9日に総務委員会の方で賛成多数で可決がされております。あと、委員会の方で付帯決議出されておりました、付帯決議につきましては総員賛成という事で可決がなったわけでございます、5月11日に衆議院の本会議で同じく地方自治法の一部改正につきましては、賛成多数で可決がなされております。同日参議院の方へ議案書の配布をされまして、受理をされました。5月17日でございますが、参議院の方の総務委員会で付託をするという事で決まりました、5月23日には内閣提出案でございますので、国务大臣の方から提案理由と概要説明がなされております。当日は概要説明と提案理由だけで、質疑等については、この日は行われておりません、次回いつがこの総務委員会が開催されるかというのは分かりませんが、今現在そういう状況でございます。前回の議会運営委員会でも報告させてもらってましたように、平成19年4月1日が施行日という事になってございますが、議会の改正の関係については、政令で定める日という事で、施行日から一年以内に政令で定める日という事になってございますが、まだその日がいつになるかというのは、今のところ分かっておりません。現在のまでの審議の状況という事でございますので、ご報告をさせていただきたいと思ひます。毎日ほどインターネットの方で審議の状況を確認しておりますが、今現在そういう状態であるという事でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

委員長

ただ今、事務局長の方から報告という事で2点ございました。この件につきまして、何かご意見があるようでしたらお聞きします。

三木委員 最初の方ですね、自治会連合会との議員との、その後のちょっと云々と、ちょっと私聞き逃して申し訳ございません。そういう会合を6月26日1時30分から持つという事なんです、ちょっと委員長にお聞きしたいんですが、前回の住民検討会議との、ここで行われた会合がああいう状況になったという事で、あえて私はそういう事はないという風に思っております。ただ、あの時も私は総務の方に内容はどうなんだという事、あえてそういう事にならないように、という事で私は確認していたわけです。ところがああいう状況になったという事なんで、失礼のつもりで言ってるわけではございませんので、もし委員長がその内容についてももう少しお分かりのようでしたら、ちょっとお聞かせいただけたらと思ひまして、ご意見申し上げます。

委員長 局長の方で説明したとおりで、私はそれ以上の事はまず知らないです。前回日程の事で議会運営委員会にも、当時の委員長からの報告があつて、日程確保だけ、この中の内容についてももちろんその時もわからなかったという事で、住民会議云々の話、今、三木委員からもおっしゃってますが、この自治連合会での事務局というのは総務でも担当が違うと思うんです、吉田参事の方やと思うんですが、その点は自治会活動についての何かというような形で懇談会を持って、やはり住民の代表であります私ども議会と、そしてまたある一方の住民、その自治の自治会長の役員さんと意志の疎通を図るのが目的ではないのかなと、そのように思っておりますので、それ以上のことは私は分かりません。そしてまた今、局長の方から説明があつた通り、正式な文書が上がってきてないという事なんです、その点についても、できるだけ早くあげてもらいたいという事で、お願いしておる段階です。他、もし補足する事あつたら議長なり局長の方からありませんか。

議長 川口会長がお見えになっていただいた時に具体的に会長が一つおっしゃられたのは、行政の窓口で斑鳩町に転入されてきた方については、あ

なたはどこの自治会ですよと、その自治会に入会してあげて下さいねとか、行政としてもそういう自治会に対する入会を求めて欲しいと、それ位の事は協力していただきたいというような、具体的な会長のお話は一点ありました。同じ自治会でも一生懸命協力して努力してもろてる人と、同じ自治会住んでも入っていない人もおられると。そういう不公平がないように、できたら100%自治会の会員になっていただけるような動きを、行政としてもとっていただきたい。そういう動きをとってもらえるように、議会からも行政に対して申入れをしていただきたい。一つ例に挙げたら具体的にはそういう意見を申し述べておられました。あと何点か出てくるか分かりませんが、当日につきましては、きちっとしたレジメというんですか、こういう内容で懇談会を持ちたいという内容の文書をいただけたらと思いますので、受け取った早々、議員皆様方に配布させていただきたいと思います。

委員長

そういう事ですが、何か。この件につきましては。

日程的には、議会運営委員会で内容についてどうのこうのする暇はないと思うんですが、議長としてはこの日程確保を議員皆さんに前もって伝えておきたいという事で、議会運営委員会としてはその事でこの日にそういう自治会連合会の役員さんとの懇談会があるという事を了承した。その議員の出席要請を、言葉的にはあれなんですけど、義務づけられる、その点はどうなんですか。

議長

これは私の個人的な考えですが、強制するという事はしないように考えております。26日という日程も私の一存で決定したのではなく、向こうからの会長の意向で26日に役員さんと日程調整をしたから、出来ればその日に合わせてほしいという申入れがありましたものですから、ご報告をさせていただいております。

委員長

それらについて、何かご意見ございませんか。

里川委員　今まで婦人会さんとか民生児童委員さんとかいろんな懇談会もってきたと思いますので、それと同じように今、議長おっしゃられたような形でやっていただけたらそれでいいんじゃないかなという風に私も考えてます。

委員長　他にありませんか。

それでは、この事も議会運営委員会として了承したという事で終わっておきたいと思います。出来るだけ早く皆さんに報告できるような資料を集めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、委員の皆さんから何かご意見等お伺いしたいと思います。

松田委員　町村合併の関係について、一応県の一つの構想を打ち出してですね、奈良県下の関係を3つのブロックに分けて、説明会もするという風に言うているんですね。何かこの辺の地域の関係になってくると、北部の関係、何か6月5日か6日か知らんけど、どっかその辺のところでやると言うているという事ですし、とすると、議会としても特別委員会をもっているわけですね、今のところ開いてませんけど。やっぱりどういう風に県が説明をしているのか、あるいは町がどう考えているのか、これは一般質問で聞かれるんだったら聞こうと思っているんですけども、そういう考え方が今、新聞報道で発表されているのを見て、我々としても委員会をもって、継続して、設置している事は事実ですから、そういう事を聞いておくという事。そして常にやっぱり研究なり研鑽なりしてですね、いくという事も必要と違うかなと。特に気になるのは、郡山とか生駒の関係そのままにして、いらわんとですね、他全部いらうというのは、どっちにしてもはまり込んでしもてる感じがするんですね。隣、特に安堵なんか一万人以下という関係で組織っていう事になってきて、そうすると必ずそういう気がかなり出てくるんじゃないかというような感じもするし、あまり無関心でもおれないなという風に思うんで、町の動向なり考え方なり、あるいは我々自身がかつて7町の関係が議論したんですから、町毎の関係の取扱い、違う面もあるんですけど、そういう件につい

てどうしぼれてくるんですか、違いこそ埋める事が可能なのかどうかという関係も、絶えず研究するという事が必要かなという感じがしたりするんで、場合によっては、そういう動きを見て、ある時期にね、議会にも報告をきちっとせいという事で、しかもその都合によっては議会も委員会を開いて報告を聞くという風な事の段取りをしてはどうかなという感じがするんですけどね、その辺はどうなんだろうかな。今の委員長は病気でありますけど、副委員長たまたま居てはるし、その辺どうですやろ。まだその時期ではないという事であれば、それで結構やし、そうでなければ考えてみよう、という事であればそういう方法もしながら会期に入れるという事もいいと思うんですけど、その辺どうかなと。

委員長 議長からの説明会云々のことも、私自身も新聞報道とかでしか知らないんですが、まず説明会が実施された後で、また議会運営委員会からでも議長にどういう説明会なのか聞いてみて、その内容によってはまだ設置してると言ったら語弊ありますけど、解散しなかった合併特別委員会、私も副委員長ですので、委員長と話して、やはり報告を全体で受ける場所、そういうものを設けていかなければならないんかなと、私自身は個人的には思っています。それと、議長の方からも説明、局長の方で手元にあると思いますので、例の6月の説明会があるという事ですので、内容とちょっと分かる範囲でちょっと説明してください。

事務局長 今、松田委員の方からまた委員長の方からございましたように、6月5日に奈良県市町村合併推進構想地域別説明会、意見交換会という事で県内3ブロックに分けて開催がされます。当日の出席依頼でございますが、市町村長と市町村議会議長が出席要請がされております。斑鳩町につきまは、3ブロックの中の北部地域という事で、13団体、2市10町1村でございますが、奈良市、天理市、山添村、生駒郡4町、磯城郡、北葛の上牧町、王寺町、河合町が当日の1時30分から3時頃までこの意見交換会並びに地域別説明会という事で開催される予定になってございます。内容でございますが、新聞紙上でも報道されておりました

が、奈良県市町村合併推進審議会における意見と市町村合併推進構想及び県の市町村合併に対する支援策について協議をされるという事でございます。その後、出席者によりまして意見交換もされるというように案内が来てございます。この地域別説明会につきましては、全て公開という事で、各会場とも最低30人分の一般公開で傍聴席が設けられるという状況でございます。斑鳩町につきましては、助役と議長が出席をさせていただく予定でございます。当日の内容等につきまして、議長の方が説明並びに会場の状況等について確認していただいた段階で、また議会運営委員会なりその辺ご相談されるものだと、今のところは思っておりますが、内容につきましては、地域別説明会で意見交換会をさせていただきたいという要請が来ているという状況でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。ちなみにこの3会場でございますが、6月1日が南部地域、6月2日が中部地域、6月5日が北部地域という事で開催されるという予定でございますので、よろしくお願いしたいと思います。場所につきましては、北部地域につきましては、奈良県自治能力開発センターという事で、大安寺町の旧の市町村会館、今、日赤の会館がございしますが、その会議室で行われると。県の解放会館の南側でございます。そこで北部地域については開催される事になっております。南部地域については吉野町、中部地域については橿原市の市町村会館で行われるという予定でございます。

委員長 今の状態、そういう状態なんですが。

松田委員 いずれにしても状態によっては、議会に対する報告というのか説明等についても、考慮してるという委員長の言葉ですから、それで結構です。

委員長 他にその他について。

三木委員 今の件で、うちでは助役と議長という事ですけども、出席する予定してるのは議長と助役。委員長と副委員長は行く予定はしてないんです

か。

委員長

傍聴云々の話もね、

(「傍聴しても発言させんと言うてんねんから一緒です」との声あり。)

だから、それは吉川委員長とも何も相談してないし、私は出席する予定はありません。

他に何か。

里川委員

前年度私も議会運営委員会の委員長をさせていただき、前年度の議長から諮問を受けまして、財政健全化と議員定数について、議会運営委員会の中で委員の皆さんにご苦勞いただいて協議をし、諮問は前議長に委員会としてさせていただきましたけれども、今後も引続き検討する必要がある事項があるという事もその答申の中に私、申し上げていたと思います。一番分かりやすい例で言いますと、この議会要覧、色々変えたりした事によりまして、この中で絶対訂正をせんとあかん箇所もあるわけですし、更にはその話し合いの中でこの要覧もまた見直しをせんとあかんという事もおっしゃってましたし、議会運営のあり方の中でも、前年度にいろんなご意見いただいてきましたんで、それを引続き、今議会運営委員会でもこの要覧の整理であるとか、色々引続きやっていただかないといけないかなという風にも思っているところなんですけれど、その取扱い、また進め方、継続審査案件の中では議会運営委員会の所管の事務というのは常に継続審査案件として挙げて出来るわけですが、どういふ形でするのがいいのかなというのがありまして、是非とも昨年からやってきたことですので、私たちの任期の間、この議会中にこの議会運営委員会でこれらの整理をきちっとやり遂げたいなという風に私自身も感じてますので、ただ、取扱いについてどんな風にしたらいいのかな。また更に議長諮問という風に受けて、要覧の見直しとか細かく議長からの、議運として諮問を受けたという形にすべきなのか、それとも議会運営委員会の継続審査案件としてこれからも取組むという形の位置付けでいいのか、その辺も出来たら委員長に皆さんから諮っていただ

いて、ちょっと進めていただけたらという風に考えますので、よろしく
お願いしたいと思います。

委員長

ただ今、里川前委員長からのご意見なんですが、私も前回、委員の一人として同じように諮問を受けてまとめる事に微力ながら協議させていただきました。このことについて、委員皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが。

先ほど、審議会の設置運営に関するという見直しについての、松田委員から諮問という形をとってもらいたいという、議長にもきちっと申し伝えて、とっていただくようになっておりますし、やはり議長の方から諮問していただいて、それでこの任期中に改正すべきところは改正して、していかなければならないかなど、委員会条例もそのまま、定数も変わりましたので、当然条例の改正も必要です、それももちろん議会運営委員会では進めるべきであるし、それらの事で議長の方から諮問いただきたいなと思うんですが、それにつけて、委員の皆様からまず意見をお聞かせいただきたいと思います。

どうですか。

三木委員

引続きですね、やはり前委員長も非常に一生懸命ご苦勞なさってきた事です。やはりこの一年かけて町の方にとという事で、進めていただければという風に思います。

委員長

前議長も今度は議会運営の委員として、やり残した事があるという事でこちらへ参画していただいたと噂では聞いてますので、是非ともまとめていただいて、次回の時には諮問という形をとっていただきたいと思うんですが、そういう形をとらせてもらってよろしいですか。どうですか。それで、次回の議運からそれらを色々議論していくという、そのように思うんですが、それでよろしいですか。議長の方にもそういう事で。

松田委員

確かにね、当面する関係での必要な改正、その他の関係は今、里川さ

ん言われてるように、して間に合わず関係は間に合わしていかなあかんという関係はあると思うんです。今ひとつやっぱり先ほどの報告もありますように、自治法が改正されるという事になるとすると、しかしこれは、来年になって間に合わんから次の4年になると思うんですけども、少なくとも法改正が建前にして、なったという前提に立って、委員会のあり方と議員定数も含めてになりますけどね、議会運営のあり方について、更に議論を、法改正を前提として、なったという事を踏まえた上で対応するための議論は深めていく必要があるだろうと、二つにあるだろうと思うんですよ。どうにもならないのは、先ほど言われているように、15に決めた関係について、中身で整理をしていく必要があると思いますけどね、更に進めて、先の関係については、やっぱり議論をしていく心構えは必要になると違うかなという風に思うし、その事がこの任期中にとってもじゃないけど結論が出るような簡単な問題ではないという風に思いますけど、やっぱり議論をしていく、それが一つの課題であるという事を踏まえた上で次の4年間の関係について間に合うような体制というものを、議論をしていく必要が出てくると違うかな。その事によって初めて住民検討会議なんかで言ってる事とどう結びついていくかという関係の答えが出てくるような関係もありますからね、視点としてはやっぱりそういう視点に立って対応せねばならないという事をお互いに確認しといたら、粗相がないと違うかなという風に思いますけどね。

委員長

そういう意見、色々お話してもらって、諮問という形をとってもらって、出来るだけ、今松田委員がおっしゃってる視点で頑張って、これらを議論していきますので。前議長も居るし前委員長もおいでやから、私も楽にさせてもらえんと思っておりますので、よろしくお願いします。

他に委員の皆さんから何かこの際意見ございましたら、お伺いしたいと思えます。ございませんか。

(な し)

委員長

他に質疑、ご意見等もないようですので、その他については終わります。

以上をもって、本日予定いたしておりました案件は全て終了いたしました。

本日の委員会報告のまとめにつきましては、例により、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

例によりまして、本会議初日に議会運営委員会を開く予定はございませんが、もし何か急に皆様のご意見で調整したい事がありましたら、緊急に開くかも分かりませんので、その件もよろしくご了承のほど、お願いいたします。

それでは、本日はこれをもって終了いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時53分 閉会)
